

公布された条例のあらまし

○佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 佐賀県防災会議の委員のうち、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数を26人から35人以内に、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数を15人から20人以内に改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（条例第2号）

- 1 この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 個人情報に関する帳簿の作成及び閲覧について定めることとした。（第3条関係）
- 3 法に定めるもののほか、保有個人情報の開示義務について定めることとした。（第4条関係）
- 4 開示決定等の期限について定めることとした。（第5条関係）
- 5 開示決定等の期限の特例について定めることとした。（第6条関係）
- 6 開示請求に係る手数料等について定めることとした。（第7条関係）
- 7 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めることとした。（第8条関係）
- 8 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について定めることとした。（第9条関係）
- 9 この条例に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定めることとした。（第11条関係）
- 10 その他所要の事項を定めることとした。
- 11 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 12 佐賀県個人情報保護条例は、廃止することとした。（附則第2項関係）
- 13 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県情報公開条例及び佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正等を踏まえ、非開示情報を改めることとした。（条例第1条の規定による改正後の第6条関係）
- 2 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例の制定を踏まえ、開示決定等の期限等を改めることとした。（条例第1条の規定による改正後の第10条及び第11条関係）
- 3 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会が行う事務を改めることとした。（条例第2条の規定による改正後の第2条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

- 7 佐賀県政務活動費の交付に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第5項関係）
- 佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第4号）
- 1 教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）の職員の定数を238人に増員することとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）
- 1 常勤の特別職の職員の受ける期末手当に係る期末手当基礎額を改定することとした。（第3条関係）
 - 2 常勤の特別職の職員のうち教育長の給料月額を引き上げることとした。（別表第1関係）
 - 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）
- 1 佐賀大学医学部佐賀県推薦入学試験第1次選考の実施に係る手数料を徴収しないこととした。（別表第1関係）
 - 2 家畜伝染病予防法に基づく動物用生物学的製剤の保管及び管理に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
 - 3 依頼を受けて行う石材試験及びアスファルト試験に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
 - 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る手数料の額を改定することとした。（別表第1関係）
 - 5 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、追加された評価方法等に対応するため、次に掲げる事務について所要の改正を行うこととした。（別表第1関係）
 - (1) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務
 - (2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る事務
 - (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る事務
 - 6 道路交通法の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料の額を定めるとともに、引用条項及び引用語句の改正を行うこととした。（別表第1関係）
 - (1) 特定自動運行の許可に係る事務
 - (2) 特定自動運行計画の変更の許可に係る事務
 - 7 その他所要の改正を行うこととした。
 - 8 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、6の一部については道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から、5及び7については公布の日から施行することとした。
- 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）
- 1 森林法に基づく事務の一部を鳥栖市が処理することとした。（第2条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県証紙条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 指定納付受託者に納付を委託された使用料及び手数料の徴収については、証紙による収入の方法によらないこととした。（第2条関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 夜間その他特別な時間において授業を行う学校として、佐賀県立彩志学舎中学校を新たに設置することとした。（別表関係）

2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 県立学校職員の定数を3,128人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を6,033人に増員することとした。（第3条関係）

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

○全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（条例第11号）

1 この条例は、全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくり（以下「人権が尊重される社会づくり」という。）を進めるにあたっての県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項等を定めることにより、部落差別（同和問題）及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会づくりの推進に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 1の目的を達成するため、県、市町、県民、事業者の責務を定めることとした。（第2条～第5条関係）

3 人権施策を実施するための基本方針を定めることとした。（第6条関係）

4 人権侵害行為の禁止等について定めることとした。（第7条関係）

5 人権侵害行為を受けた者等の人権に関する問題についての相談体制について定めることとした。（第8条関係）

6 人権侵害行為等をしたと認められる者等に対する助言、説示及びあっせんについて定めることとした。（第9条関係）

7 人権侵害行為等をしたと認められる者等に対する勧告について定めることとした。（第10条関係）

8 7による勧告を行う場合の意見聴取について定めることとした。（第11条関係）

9 7による勧告を行った場合の勧告の状況の公表について定めることとした。（第12条関係）

10 インターネット上の誹謗中傷等の防止について定めることとした。（第13条関係）

11 佐賀県人権施策推進審議会を設置することとした。（第14条関係）

12 佐賀県人権施策推進審議会に調整委員会を設置することとした。（第16条関係）

13 その他所要の事項を定めることとした。

14 この条例は、公布の日から施行することとした。

15 佐賀県人権の尊重に関する条例は、廃止することとした。（附則第2条関係）

16 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 医師修学資金等に係る返還免除の要件を見直すこととした。（第10条関係）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 条例の題名を佐賀県中小企業融資に係る事業再生等のための措置に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 条例の目的に、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の支援を加えることとした。（第1条関係）
- 3 求償権の放棄等について、承認することができる要件を追加することとした。（第3条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 県が行う工鉱業上の試験のうち、分析、測定及び評価の区分に係る手数料の額を改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

○佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 県が管理する漁港の区域内の水域及び公共空地における暗きょ、円管及び線類の占用に係る占用料の額を改定することとした。（別表第3関係）
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 県が管理する港湾区域内の水域又は公共空地における暗きょ、円管及び線類の占用に係る占用料の額を改定することとした。（別表第2関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

○博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第17号）

- 1 博物館法の改正に伴い、引用条項等を改める必要があるため、佐賀県暴力団排除条例ほか6条例について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 勤労身体障害者教養文化体育館の名称を、SAGAパラスポーツセンターに改めることとした。（第3条及び第4条関係）

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

○**建築基準法施行条例の一部を改正する条例**（条例第19号）

1 建築基準法が改正されることに伴い、既存建築物の省エネ改修等に対する制限の緩和に係る次に掲げる事務の手数料の額を定めることとした。（別表関係）

(1) 建築物の容積率の特例認定に係る事務

(2) 建築物の建蔽率に関する制限の特例許可に係る事務

(3) 建築物の高さに関する制限の特例許可に係る事務

2 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料ほか5手数料について、その額を改定することとした。（別表関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)及び3の一部については、公布の日から施行することとした。

○**佐賀県海岸占用料等徴収条例等の一部を改正する条例**（条例第20号）

1 海岸法第11条の規定に基づく海岸保全区域における暗きょ、円管及び線類の占用に係る占用料等の額を改定するため、佐賀県海岸占用料等徴収条例ほか3条例を改正することとした。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。